

最高裁秘書第2158号

令和7年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

女性の最高裁判事が皇室行事に参加する場合、ローブモンタントだとかアフタヌーンドレスだとかロングドレスだとか、色々と着替えなければならないことを含むドレスコードが書いてある文書（宮内庁から提供された文書を含むが、これに限らない。ただし、宮内庁から提供された文書については最新版のもの。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年10月18日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第12号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）